

経済学者議員リカード(2) ——後期第1会期(1820年)を中心に——

真実一男

I. はじめに

リカードが1819年に始めて議員となり、その年の通常および特別議会の2会期に活躍したことについては、すでに前述した。⁽¹⁾ また1820年1月29日のジョージ3世の死去に伴う総選挙でも、前回同様アイアランドの腐敗選挙区ポータリントン (Portlington) から選出され、以後後期の1820-23年の4会期を勤めたということも前述した。

さて1820年2月28日に解散された旧議会に引続き、3月に行なわれた総選挙の結果の判定は微妙であり、一方では与党の有利を他方では野党の有利が伝えられていたが、⁽³⁾ 大勢に変化はなかったらしい。新議会は4月21日に開会され、4月27日には新王ジョージ4世による演説も行なわれた。そして1812年以来政権の座にあった与党保守党のリバプール (Liverpool) 内閣は、依然として旧議会以来の政策の継続を企図していた。

本稿は、このような状況下におけるリカードの後期第1会期たる1820年度議会におけるかれのマヌウバーを追うことを目的とする。そこでは前期からの引続きであるピール法による金本位への平価復帰の途が穀価下落を招ねくことによって農業不況の原因をなすものとして攻撃され、リカードを筆頭とするブリオニストは、ともすれば防戦にまわることを余議なくされる。しかしその復帰が最終的に行なわれたのは、翌会期の21年になってからであったが。また農業不況の深酷化は穀物法の強化を要請し、そのための調査委員会が3次(1820, 21, 22年)にわたって設立される。しかしリカード自身が委員に加えられ、その本格的論議が行なわれたのはむしろ21-22年のことであった。もちろん本会期におけるそれらの論議は、1821年以降の本格的論戦のいわば前哨戦としての性格をもつものといえそうであるが、リカードの基本的立場はすでに本会期において表明済みであったといえよう。以下本会期中のリカードの議会演説

(1) 真実 [14] を参照のこと。

(2) 真実 [14] で30日としていたのは、間違いである。ただしスマート [9], ゴードン [3] では、30日となっている。

(3) ミッチェル [6] p. 140, ゴードン [3] P. 69等を参照のこと。ただしリカードは与野党の差とは関係なしに、「少数しかいない教養ある商人数がふえることをのぞんで」(リカード [8] VⅢ / 163) いたらしい。

中、(1)ロンドン商人の商業上の制限撤廃の請願をめぐるものと(2)農業苦況についての数回にわたる請願をめぐるものとを重点的に取上げることによって、それらに対するかれの立場を明らかにすることにした。

II. ロンドン商人の請願に対するリカードの演説

新議会におけるリカードの最初の演説は、5月8日のロンドン商人からの自由貿易への請願をめぐるものであった。(cf. リカード [8] V/42-46. 以下でのリカード全集からの引用は、ローマ数字で巻数を、アラビア数字でページ数を示すことにする。また訳本には原本のページ数が附記されているので、特別な場合を除きそのページ数をあげなかった。なお訳文は利用させて貰ったが、かならずしもそれにこだわらなかった。) それはトゥック (T. Tooke) によって起草され、ベアリング (A. Baring) によって提出されたものであるが、その目的はなによりも商業上の有害な制限を撤廃して交易の自由を取戻すことにおかれていた。⁽⁴⁾ベアリングの場合、それに原則的には賛成するものの、当面の問題としては、穀物法を棚上げにして、羊毛輸入税撤廃、材木輸入制限撤廃、インド貿易自由化、航海法廃止等々をめざすものであった。これに対して政府側の商務長官ロビンソン (President of the Board of Trade, F. Robinson) は、この国の商業制限制度が間違っていることを認めたものの、これをただちに変更することは不可能であると答辯した。またミルトン卿 (Lord Milton) は、本請願のすべての原理には賛成したが、現在の苦況の原因については、商業制限制度以外にも最近実施された通貨の変更 (前年のピール法による平価復帰) を考慮すべきであるとする。そしてまたこの後者 (通貨の変更) が必要であったとしても、議員諸君はそれのもたらす混乱を見越していたとはいえ、「かれ [ミルトン卿] はかれの近くに坐っているかれの友人 (リカード氏) がわが国の通貨の変更が作りだすだろう圧迫について過少評価していたと信じる」とまでいう。

これら3氏の発言をうけてリカードはつぎのように答えるが、以下個条書的にかれの演説を紹介してみよう。

まず第1にミルトン卿に対しては、「かれ [リカード、以下Rと省略する。] が前会期に地金

(4) このフルテキストは、スマート [9] Vol. I, pp. 744-747, バーンズ [1] Ch. VⅢ, note 81, pp. 182-184, ポリテカル・エコノミー・クラブ [7] pp. 11-22にみられる。またその翻訳は、「訳者まえがき」およびトゥックの「自由貿易にかんするロンドン商人の請願・1820年—その由来と提出に関する若干の事情についての説明を附す」とともに、藤塚 [12] pp. 281-303にみられる。

なお、それへの署名者は196名を数え、その約半分がロシア会社の役員であったのみならず、数名のロシアおよび北ヨーロッパの材木商人や一般商人を含んでいたらしい。(cf. ヒルトン [5] pp. 174-175)

問題について演説したとき〔1819年5月24日〕には、金の価格は1オンス当り£4-3-0であったが、いまでは£3-17-10 $\frac{1}{2}$ 〔金の平価水準〕である。それゆえ〔ミルトン〕卿ののべられたような圧迫が、この手段から発生したということはいえない。この議論が起ったときには、かれ〔R〕はたしかに、旧本位に帰えるよりもむしろ本位を変更する方に傾いていた。しかし〔ピール〕委員会が開かれていた間に、金価格の低下が起り、それは£4-2-0となった。そこで新本位を創設することで大原理をギセイにすべきか、あるいは旧本位に復帰することによって少程度の混乱と困難とを蒙むのかという問題になった」として、リカードはミルトン卿の非難を和らげ、自己の立場を辯明しようとする。

第2に本論ともいべき当請願の自由貿易促進という点については、リカードも全面的にそれに賛成する。すなわち、「かれ〔R〕はそれ〔請願〕を大きな喜びをもってきいた。そしてかれはとくに、向い側の紳士〔ロビンソン〕によってのべられた自由主義的な意見に喜ばされた。自由主義的であるのみならず健全でもある諸原理がロンドン商人のような重要団体によって提出されたことは、かれ〔R〕にとって大きな満足の源泉であった。かれ〔R〕を驚かせた唯一のことは、これらの原理の提唱されたのがたったいまになってからだったということだし——それら〔自由主義的諸原理〕がアダム・スミス (Adam Smith) によって宣言されて以来、それらの進歩にかくも多くの時間をかけたということだった」ともいう。

しかも第3にリカードは、自由貿易体制の完成には困難がたちはだかっているとして、その分析と対策を考えようとする。すなわち、「その困難には、2種類のものがある。第1の困難は、収入の問題に帰する。収入の諸源泉を増加させることは、疑いもなくあらゆる賢明な政府の目的である。そして特種な租税が人民をひどく圧迫するところでは、他の租税にさしかえることはかれ〔R〕にとってひじょうに困難なことのようにみうけられない。〔ところが〕いま1つのより大きな困難は、既得利益に関するものである。多くの人々は、制限体制の継続を確信してかれらの資本をゆだねる。そしてそれゆえに、いかにその〔制限〕体制が有害であろうとも、その制度をただちに廃止することによって、制限的法律として長い間設立されてきた法律への確信に基づいて大きな資本をゆだねた人々に絶対的な破滅を引起すということより以上に不正なことは、ありえないのである。しかしこのことから、その〔制限的〕制度を将来においても継続するという議論は、たしかに引出されえないはずである。-----」として、リカードは2種類の困難中のより大きなものとして既得利益論をあげ、その即座の廃止に伴う不正を認めはするものの、それからただちに制限的制度の永続化を正当化しえないとする。

そしてリカードの場合、このような困難の時間的処理の問題として、現金支払再開の困難をも引合いに出すことによって、上記困難に対する具体的対策をより説得的に提示しようとする。すなわち、「かれ〔R〕は、下院が〔前年の〕地金委員会によって示唆されたことを、い

まなすべきであると思う。同委員会によって抱かれた制度に関連しては、少くともそれを即座に完成させるということに関連しては、ひじょうに恐るべき困難がある。-----現在なさるべきこと——それは現金支払への復帰を長い期間にわたって拡げることなのである。そのようにしてかれら〔下院〕はいま、その財産を投資した人々に対してそれ〔財産〕を他の通路にふりむけるのに十分な時間を許容しながら、商業上の制限についてのよりよき制度に復帰しうるかもしれないし、徐々に復帰しうるかもしれない。かれら〔下院〕がそのようにしたのちに、かれら〔下院〕は資本家にむかってつぎのようにいえるのかもしれない。すなわち、『現制度は、われわれが提出する新制度にあなた方があなた方の利益をなんらギセイにすることなしに適応できるようになるまでしか継続しないでしょう』と。かくしてある制度はなんらの不便なしに即座に撤廃されるでしょうし、他のものは徐々に弛緩されうるでしょうし、また他のものはそれらの撤廃がいかなる不便にもならないほどにわれわれの状況が大きく改善されるまで放置されるでしょう』として、貿易制限撤廃に対して時間的により柔軟に対応しようとする。

第4にリカードはここで一転して、原理としては自由貿易を認めるものの実際にはその遂行に消極的であるのみならず穀物法の温存をもはかるロビンソンに攻撃を指向する。すなわち、「政治経済学についてのこのような自由主義的原理を表明し、またわが国の商業上の制限政策にそのように自由に反対を宣言した紳士〔ロビンソン〕が、しかも穀物法に賛成して留保したということに、かれ〔R〕は驚かされた。それら〔穀物法〕は農業利益を保護するために必要であると、かれ〔ロビンソン〕はいう。そしてもしも農業者が社会の他の諸階級より以上に多くの負担を蒙っているとみうけられるようにされうるといふのであれば、かれ（リカード氏）はその議論の妥当性を認めるのであろう。-----かれら〔農業者〕はいかなる他の階級の人たち以上に、麦芽税、または皮革税、またはかれ〔R〕がよくしつているいかなる他の租税からも損害をうけてはいない。-----しかし救貧税は、かれら〔農業者〕に特殊な負担として作用するといわれる。よろしい、もしも救貧税が実際に他の諸階級に対してよりもかれら〔農業者〕に対してより以上負担のかかるものであり、また穀物価格を引上げる傾向をもつのであれば、かれ〔R〕はその原因の作用の額だけ外国の穀物輸入に対する相殺関税を推奨するだろう。-----しかしもしもこの負担がかれら〔農業者〕によって感じられるのだが社会の諸階級も同等な諸負担を感じるのだとしたなら、かれら〔農業者〕はひとつも不利な状態にはおかれず、また保護をうけるべきものでもない。かれ〔R〕は、貧民を扶養する必要が穀物法に対する唯一もしくは最上のイイワケになっていることを認める十分な用意がある」としてリカードは、救貧税による農業者の負担およびそれのもたらす穀物価格の騰貴に対しては、それに見合う額だけの相殺関税を認めるのにヤブサカではないとしても、それを穀物法温存の理由にはなしえないとする。

また第5に救貧税についていわれたことはそのまま10分の1税にも妥当するとして、リカードはつぎのようにいう。すなわち、「10分の1税は同様に、土地利害関係者に対するいま1つの負担であり、またある程度まで穀物価格を引上げる傾向をもつということを、かれ〔R〕は認めらるだろう。そしてかれ〔R〕は、これら〔10分の1税〕に対して相殺関税を許容するのにいかなる反対をもしないだろう。〔しかし〕救貧税と10分の1税との間には、このような相異がある。——われわれが貧民を扶養しなければならないのに、生産物がどのようなできであろうとも、教会は収獲されたものの10分の1しか要求できないのである。なぜならば生産物の不足がどのようなものであろうとも、僧侶はかれら〔僧侶〕の割合に順応して、それ〔割合〕がかれらの扶養に充分だとしなければならぬからである」として、リカードは10分の1税と救貧税との差異を認めながらも、相殺関税に関する救貧税と10分の1税との同一性を主張せんとする。

さて以上のロンドン商人の請願をめぐるリカードの発言は、現金支払再開に伴うデフレ効果のもたらす困難、商業上の制限撤廃における既得利益をめぐる困難、穀物法撤廃に関する相殺関税論というような内容を含むものであったといえよう。⁽⁵⁾しかし現金支払再開に伴う困難の問題はミルトン卿のみならずさらにベアリングの取上げるところとなり、両者の間には、さらにつきのようなヤリトリが行なわれる。

まずベアリングはリカードと重要な1点で意見を異にするのがイカンであると前置きしつつ、「現時と比較して戦時中には、通貨の〔価値の〕差異は25%であったという考えを抱く。『国家のすべての困難は、それが大きな負債をもつことにある。』債権者は、かれら〔債権者〕からうけとられたよりも以上の高い価値を支払われるに違いない。『流通への便宜をつけ加えるためにかれ〔ベアリング〕は、事態がかれの意見を変更させないならば、おそらくつぎのことを提案すべきである。第1には、そのことに対して国家が限りなくかれの友人〔R〕におかげを蒙っている金貨に代えての金属棒による支払というかれの友人の計画を永続的なものにするのであり、つぎには、減価もしくは減質した鋳貨ではなくして重量ではかって金もしくは銀で支払うという選択をイングランド銀行に与えるということである』」として、リカードの地金支払案には賛意を表するものの、ピール委員会以来のベアリングの再開案である金・銀複本位制を主張する。

これに対するリカードの応答は、ミルトン卿への答辯と同じく、ピール法制定時には旧平価

(5) リカードは、6月2日および8日のアイアランドの麻輸出奨励金に関する演説 (cf. リカード〔8〕 V / 57-58) においても、自由貿易原理を正しいものとし、「これらの税がとくに両国間の通商においてイギリスのみならずアイアランドにも有害である」とする。なおこれらの点に関してリカードに反対意見を表明したハスキソン (W. Huskisson) やフィツゼラルド (W. Vesey Fitzgerald) については、ゴードン〔3〕 p. 79を参照のこと。

復帰の妥当性を疑わせる通貨価値と金価格との間に大幅な相違がなかったという防衛的なものであった。すなわち、「かれ〔R〕は、通貨がけって4%以上も減価したとは想像しなかった。かれはその主題が昨年議会で取上げられたとき、それ〔4%〕だけの減価があったと主張しただけのことだった。そしてその減価は、旧本位の変更を保証するにはあまりにも小幅なものであった。かれ〔R〕は、戦争中の後の方の数年間では減価が25%ほども大きなものであったことに十分に気づいている」と釈明する。

このような討議のあと本請願は審議延期となったが、同様な請願がエデンバラ商業会議所からも提出された機会をとらえ、⁽⁶⁾リカードは先に出されたベアリングの複本位制案に答えてつぎのようにもいう。すなわち、「-----かれ〔R〕は、両者〔金および銀〕による支払が公共の債権者への支払に便利だろうということについて、かれの友人〔ベアリング〕にまったく同意する。しかしその場合には、2本位が不変の1本位よりも変動をうけないだろうかどうかという問題がある。もし支払が1金属でなされるならば、それは2金属でなされるよりも変動をうけないだろう。-----それゆえかれ〔R〕は、より変動をうけないものとして1金属での支払が選ばれるべきであると考え」として、これまたピール委員会以来の複本位反対論を繰返す。

これに対して、「かれ〔ベアリング〕は、この件に関する相異はそれが実際にみいだされるより以上に理論的なものであると考え」と答え、両者の意見は依然として平行線をたどることに終った。

そしてこのあと6月5日には、ベアリングの動議に基ずき商務副長官ウオーラス(T. Wallace)を委員長とする「外国貿易に関する特別委員会」(The Select Committee on Foreign Trade)が設立され、7月18日にはその『報告書』の提出をみた。その当面のネライは、航海法と再輸出との双方に関する改正におかれたが、本会期にはそれに基づき具体的立法には至らなかったらしい。⁽⁷⁾ (cf. ゴードン〔3〕 p. 78)

以上ながながとリカードのロンドン商人による自由貿易への請願をめぐる論戦を紹介してきたが、そこでのリカードの主張をまとめてみれば、おそらくつぎの3点になろう。まず第1にリカードは自由貿易原理に全面的に賛成するが、その実施については既得利益の擁護に関連し

(6) このような請願は、この外にも、グラスゴー商業会議所、バーミンガム、マンチエスター、リバプール等からもよせられたらしい。(cf. アレヴィイ〔4〕 p. 122) またマンチエスターおよびエデンバラ・グラスゴウの両商業会議所からの1820年の請願は、ロンドン商人からのものにくらべてより伝統的(特殊利益代表的)であって、より理論的でなかったともいわれる。(cf. ヒルトン〔5〕 p. 173, footnote 3)

(7) なおリカードはこの委員会の委員には選出されなかったらしく、マカロックへの手紙(1820年6月13日付)で「わたしは農業者と製造業者との双方から極端な改革論者および商業問題に関する空想家とみなされているからです。あの自由貿易の味方と自称するベアリング氏ですらも、-----わたしをかれの〔外国貿易に関する特別〕委員会に指名しなかった-----」(リカード〔8〕 VⅢ / 197)として、不満をぶちまけている。

て貿易制限の即時撤廃の不正を認めようとする。しかもかれの場合、そのことから制限の永続化をはかるものに対しては断固反対の立場を表明する。第2にそのような既得利益の最大なものが悪名高き穀物法であろうが、リカードは穀物法賛成の根拠である税負担という点に関しては、救貧税および10分の1税についてのみそれに見合う相殺関税を承認しようとする。しかもかれの場合このこと以外には穀物法の温存強化には反対の姿勢を示す。第3に以上の2点との関連で引合に出された平価復帰のデフレ効果については、リカードは前年の金価格とその平価との差が小幅であったことを強調して、ピール委員会およびピール法における自己の立場を辯明するとともに、ベアリング（上院でのローダーデール [Lauderdale] も同様）等の複本位制を拒否して自己の金地金単本位制を主張しているといえよう。しかしこの問題は、打続く農業苦況とも関連して、第2点とともに、年をおうごとにリカードを筆頭とするブリオニスト批難の焦点と目されるようになっていった。リカードは断固としてかれの主張をまげないものの、その答辯は次第に防衛的な度を深め、ブルーム発言（1819年12月24日）以来カゲリのさした議員リカードの立場はいわゆる「理論屋」としての悪名をたてまつられるまでに至る。そしてそのような後年のリカードを象徴するものとしては、本会期における3回にわたる農業苦況における論戦とそれに対するリカードの演説をあげることもできよう。

Ⅲ 農業苦況に対するリカードの演説

1815年に成立した穀物法にもかかわらず、1819年以降1820年代初期を通じる穀物価格の下落は、⁽⁸⁾ 農業苦況を深酷化させ、その原因および対策に関して多くの議論をまき起した。そしてその原因には豊作による穀物の供給過剰とともに、平価復帰による穀価下落があげられるのがつねであった。議会に対してもまた多くの農業地区からの請願があいつぎ、下院はこれらをめぐる討論ののち、1820—22年にかけて3次にわたる農業委員会を発足させ、それぞれ三つの『報

(8) トウック [10] p. 390の *Table of the Monthly Average Price of Wheat, per Winchester Quarter, in England & Wales, from 1793 to 1873 inclusive* 中から1819—1823年の月別小麦平均価格を示せば、つぎのようになる。

Year	Jan.		Feb.		Mar.		April.		May.		June.		July.		Aug.		Sept.		Oct.		Nov.		Dec.	
	s.	d.	s.	d.	s.	d.	s.	d.	s.	d.	s.	d.	s.	d.	s.	d.	s.	d.	s.	d.	s.	d.	s.	d.
1819	79	3	80	0	79	1	75	10	72	3	68	10	74	3	75	0	71	7	66	10	67	6	66	3
1820	64	0	64	10	69	0	69	4	70	0	69	10	70	0	72	5	67	10	58	9	57	6	54	0
1821	54	0	53	4	53	10	53	2	51	10	51	8	51	0	55	0	62	3	60	1	54	10	49	0
1822	48	8	48	6	46	0	44	7	46	4	43	10	43	1	41	10	39	8	39	0	38	10	38	11
1823	40	4	40	8	47	10	50	8	59	4	61	4	59	6	58	10	53	10	47	4	50	3	52	0

なおこの点については、毛利 [16] による詳細な分析をも参照のこと。

告書』を作成した。⁽⁹⁾リカード自身もまた1821-22年の委員会には委員として参加したのみならず、22年にはその多数意見に反対すべく少数意見としての『農業保護〔反対〕論』（リカード〔8〕Ⅳ/201-270）を公表する。⁽¹⁰⁾しかし本会期における農業苦況をめぐる論議は、それらの本格的論戦のいわば前哨戦の役割を担うものであり、どちらかといえば重要性において劣るといわれるかもしれない。とはいえ後年におけるリカードの基本的論点は、ここですでに明白に表明済みであったといってもよかった。

またそのような本会期での農業苦況に対するリカードの演説は、(1)5月12日(2)5月25日(3)5月30日の3回（cf. リカード〔8〕Ⅴ/47-56）におよぶが、なかでも(3)が最も詳細をきわめ、穀物法賛成の論拠を1つ1つ潰そうとするものなので、以下においてはもっぱら(3)を中心に議論を運ぶことにしたい。

さて(1)は、農業不況への調査を求めるバツキンガム州（Buckinghamshire）からの6請願がテンプル伯（Earl Temple）によって提出されたときのリカードの発言である。そしてそこでのリカードは調査そのものに反対しはしないものの、1階級としての農業利益のみを考慮して穀価引上げをはかることは、社会全体、とりわけ労働者階級の利益に反するとして、穀物法に反対するものであった。すなわち、「-----農業利害関係者は、不況にある。しかしなおそれ〔農業利害関係者〕は1階級として考察さるべきであり、その繁栄は全般的福祉をギセイにして強制さるべきではない。-----かれ〔R〕の気持では、穀物価格の引下げ以上に全般的救済を与えるようによく考えられた方策はなにもない。-----」として、農業不況を眼前にしつつも穀物法反対の態度を崩そうとはしない。

(9) これらについては、毛利〔15〕の「はしがき」を参照のこと。

なお3『報告書』のフルタイトルは、つぎの通りである。(I) *Report from the Select Committee to whom the Petitions on the Subject of agricultural Distresses were referred, and, who were directed to confine their Inquiries to the Mode of ascertaining, returning and calculating the average Prices of Corn in the Twelve maritime Districts, under the Provisions of the existing Corn Laws, and to Frauds which may be committed in violation of the said Laws, Ordered, by The House of Commons, to be Printed, 8 July 1820.* (II) *Report from the Select Committee to whom the several Petitions complaining of the deperessed State of the Agriculture of the United Kingdom were referred, Ordered, by The House of Commons, to be Printed, 18 June 1821.* (III) *Report from the Select Committee appointed to inquire into the Allegations of the several Petitions presented to the House in the last and present Sessions of Parliament, complaining of the distressed State of the Agriculture of the United Kingdom, Ordered, by The House of Commons, to be Printed, 1 April 1822.*

ところで毛利〔15〕では、上記(II)の1821年の分のみが翻訳されている。

(10) この『農業保護論』を中心にして、1820年代初頭のリカードの穀物法に対する立場を分析せんとしたものに、羽鳥〔11〕がある。

つぎに(2)は、外国からの競争に対する保護を懇請するヨークシャ (Yorkshire) の農業者よりの請願がミルトン卿によって提出されたさいにおけるリカードの発言であるが、その主旨は(1)と同じである。ただここでのリカードはより立入った形で、農業者のネライがイギリス市場の独占におかれ、しかもかれらのいう相殺関税がリカードのそれとは異なる誤ったものであるとする。すなわち、「-----請願者たちの目的は、かれ〔R〕にとっては、イギリス市場の独占をえようとする以外のなにものでもないように思われる。-----もしもかれら〔請願者たち〕が、相殺関税は穀物が当地で売られる価格と外国市場で売られる価格との差額において等しかるべきであるということの意味するならば、かれらは大変誤った原理に基づいており、またけっして導入されないだろうとかれ〔R〕が希望する原理に基づくものである。-----その場合には輸入業者は、運賃の額だけある損失をうけるだろうし、だからもちろんだれも輸入をしないだろう。その結果は、国内における穀物価格が法外な高さにまで引上げられるだろうということだろう。-----」とするのみならず、そのような穀物法改悪のための委員会設立動議には、「それ〔動議〕が下院に提出される場合にはいつでも」反対するという態度を鮮明にする。

事実(3)は、リカードの恐れていた特別委員会設置の動議がサムナー (H. Summner) 氏によって提出されたさいのリカードの演説であるが、同氏は1815年の穀物法が不適當であるので、新しい手段が要求されると主張した。これに対して政府側の商務長官ロビンソンは、同委員会の調査が同法の施行上に存在する誤用に局限されるのでなければ、同動議には反対すると宣言した。ベアリング氏もこれに同調して、同動議に反対した。

これらをうけてわがリカードも同動議に反対して長広舌をふるうが、例によって以下その趣旨を個条書的に説明すれば、つぎのようにもなろう。

まず第1にベアリングの意見には大筋においては賛成であるとして、リカードはかれの基本原則をのべる。すなわち、「-----立法府の法律においては、1団の人たちの利益が他の人たちのギセイにおいて考慮すべきではなくて、各団体の人たちがその重要性に比例してそれに相応する考察をうくべきである。かれ (リカード氏) はこの格言に従って行動しようと欲しており、またかれ〔R〕は全社会の利益を考慮するので、かれは穀物法に反対するだろう」とする。

第2にリカードはより具体的に、報償価格 (the remunerating price) についての農業者たちの背理をつく。すなわち、「-----事情が変れば必然的に変化しなければならない報償価格を固定化することについて語ることは、無駄である。もしも農業経営者が輸入を禁止することによって、国内供給のためにかれの資本を貧弱もしくは不利な土壤に支出するとしたら、かれがその価格ならこの土地を耕作にとどめておける報償価格は、土壤がより良好でより少量の労働が要求される他国の穀物価格にくらべてひじょうに高くなるに違いない。港を開き、外国の穀物を許容せよ、そうすればあなた方はこの土地を耕作から追放する。その場合には、生産的

な土地に対してより低い報償価格でよいことになろう。かくしてあなた方は、あなた方の資本が生産的土地か不生産的土地かに使用されるに従って、50もの報償価格をもつかもしいない。しかしながら、低められた報償価格では有利にかれらの土地を耕作しえない少数者によって耐えられる部分的損失に注視せずして、国家の全般的利益を考慮するのが立法府なのである」とする。のみならず、リカードはまた資本利潤との関係においての国民の福祉ならびに製造業の利益へと言及を移して、「-----食料を安くすることによって、人民はそれ〔食料〕を多量に購買し、かれの稼ぎ高の1部分をゼイタク品の購買にあてることができるだろう。生存の高価はつぎのようなやり方で資本の利潤を減少させる。——製造品の価格は——例えば1反のラシヤの価格は——製造業者の賃銀、経営の諸掛りおよび資本の利子から構成される。それゆえもしも穀物が高くなれば、以前には製造品の50%であった労働の価格は60%に騰貴し、また同じ率で消費者に売られるので、10%（その差）がかならず資本の利潤から差引かれるだろう。もしも食料が当地で高く外国で安いならば、その場合には資本はその国を離れより高い利潤が実現されうる国に定着する傾向をもつだろう」とさえいう。

第3にリカードは先のロビンソン発言を取り上げ、それが穀物法本体にふれることなく、たんに穀価平均算定方式という小手先の議論だけをもて遊ぶものだとしてつぎのよように批判する。すなわち、「かれ〔ロビンソン〕がより重要な問題〔穀物法〕を調査する委員会に反対しながらしかも〔穀価〕平均を算出するというような些末な問題を討議するための委員会には賛成するというとき、商務長官〔ロビンソン〕は首尾一貫しないようにみうけられる。このこと〔後者のための委員会設置〕は、請願者たちの欲するところではない。かれら〔請願者たち〕は国内市場が要求するだけ多くのものをかれらが成育しうることを宣言し、そしてまたかれらはそれ〔国内市場〕の独占を要求する。かれ〔ロビンソン〕は、かれらの声明を全面的に認める。かれ〔ロビンソン〕は、わが国の土地が人口の大きな増加をうけいれ、またわれわれがその増加を扶養するのに十分であるものを成育しうるということをさえ認める。しかしその場合、請願者たちの推論がどんなものであるかをみてみよう。——かれらはそれゆえに、輸入が許容すべきでないことを要求する。かれらの全体系に対する答は、明瞭である。『あなた方が、これらの品物を成育しうるというのは真実である。しかしその場合でもわれわれは、他国からそれらをより安く得ることができる』-----すべての一般原理は、それ〔かれらの全体系〕に反対である。それがなされうるという理由からのみで国内消費に十分な穀物を成育するのと同様に、フランスでのように砂糖を生産する目的でテンサイを成育しうることを主張することもできるかもしれない。向い側の紳士〔ロビンソン〕はボナパルトの馬鹿げた計画をシンラツな言葉で嘲笑したが、かれの嘲笑のすべては、われわれがそれ〔穀物〕を他の所でより安くうることができるときにこの国で穀物を成育するということに等しくあてはまるものである」と追及する。

第4に、ロビンソン批判のもう1つとして、穀物法擁護の1論拠をなす他の業者が保護立法によって利益をうけているとすれば農業者もまた同様の保護を穀物法によって要求するという議論が存在する。リカードはこれに対しても、つぎのような批判を行なう。すなわち、「いま1つのかれら〔請願者たち〕の議論は、船舶所有者や商人が航海法や他の法律によって保護されているのと同じように、かれらもその見返りとして〔穀物輸入〕禁止によって保護されるべきであるというのであった。しかしかれ〔ロビンソン〕は、これらの保護が国家にとって役立たないことを否定する。-----いやかれ〔ロビンソン〕は、かれらが好むいかなる事業をもやり、それ〔その事業〕を保護で囲むことをかれらに許容するだろう。その手段は特殊な事業には恩恵的であるかもしれないが、しかしそれ〔その手段〕は国家の残りの部分には有害であるに違いない。-----農業者の議論は、立法府は船舶所有者や木棉製造業者が社会を害することを可能にしたので、かれら〔立法府〕もかれ〔農業者〕に同じことをする特権を与えるべきだということのである」とつめよる。

第5にリカードは、農業者の税負担という穀物法擁護の根拠にもメスをあてようとする。そして麦芽税が農業者のみでなく社会全体にかかるものであるという前々回(5月8日)の発言を繰返すのみならず、農業者の税負担率の過大計算を指摘してつぎのようにもいう。すなわち、「いま1つのかれら〔請願者たち〕の声明は、かれらがその国の全生産物の30%を〔税金として〕支払ったというものである。かれ〔R〕は、地主がその国の全生産物の30%を支払わなかったと主張する。その国の生産物は、1年につき2億ポンドの価値であると計算されている。その30%は、6千万ポンドだろう。それ以外にも、賦課税、関税、および他のいろいろな収入源があるので、30%という計算が間違いであることをそれは示す」として、地主の過大要求を斥ける。

第6に請願にもられた「外国の労働に対する奨励」という議論についても、リカードはつぎのように反論する。すなわち、「-----外国の労働の生産物でないどのような品物をかれら〔請願者たち〕は輸入できるのだろうか、かれ〔R〕は問うであろう。そしてこれ〔外国の労働の生産物〕に対してイギリスの労働が交換に与えられるのだということが、気づかれねばならなかった」ともいう。

さらにまた第7にリカードは、穀物法を時限立法にしなかったことを悔いてつぎのようにもいう。すなわち、「1815年⁽¹¹⁾に犯された誤りは、穀物法を永続法としたことである。それは一時的な手段であるべきであり、それは現存の貸借契約が切れるやいなやその作用を終るべきであ

(11) 本文では1816年となっているけれども、スラッフアの注(リカード〔8〕V/52, footnote 2)にもあるように1815年が正しい。

った。そして農業経営者はかれの地主と新しい条件をとりきめることができるのであった。一般的原理に反してさえ、一時的にはまた緊急時の下では採用されるのが、適当であるかもしれない多くの手段がある。しかし議会はつねに、よき制度への復帰を準備すべきである。かれら〔議会〕はかれらができるだけ早くまた上手にその制度に帰るべきであり、しかしともかくも帰るべきなのである。それ〔穀物法〕が一時的な目的のためにかつて採用されたという理由だけで、間違った手段に固執することよりも激変を起しそうなものはなにもない」として、穀物法の暫定性を主張する。

第8にリカードは、すでに前回の5月25日の演説で外国業者と国内業者の販売価格との差という誤れる意味での相殺関税を否定していたが、ここではそれに代わる正しい意味での相殺関税を定義しようとする。すなわち、「かれ〔R〕の意見では、相殺関税は、社会のなんらかの特殊な階級に課せられた特殊な租税を平衡させるものである。違った種類の相殺関税は、すべての商業上のユキキをまったく破壊するだろう。われわれが他国との通商から制限されているならば、農業者の利益と社会の他の階級の利益とが一致させられるかもしれないということに、かれ〔R〕は同意する。しかしこのことは、外国との商業に関してはそうでないかもしれない。製造業者が外国からその品物をより安価に手に入れられるかもしれないのに、かれ〔農業経営者〕が高い価格でかれ〔製造業者〕に与える供給に製造業者を局限することは、農業経営者の利益であるかもしれない」として、穀物取引という外国貿易では農業経営者と製造業者との間に利害の対立を認めようとする。

第9にリカードは、請願の主題である農業不況の問題を、その元凶ともいべき穀物法とともに、現金支払再開、租税、国債との関連においても取上げようとする。そしてまず平価復帰による穀物価格の下落を念頭におきながらつぎのような議論を展開する。すなわち、「穀物価格は、2つの原因によって引上げられるかもしれない。——他の品物と同様に穀物にも影響するだろう通貨の変化によってか、あるいは他の品物との関係を変更させるかもしれない立法上の制限〔穀物法〕によってかである。後者の原因よりする穀物価格の騰貴は、資本の利潤を引下げることによって、土地の耕作に興味をもつていないすべての人々をそこなう傾向がある」として、通貨価値による穀価変動と穀物法による変動を区別したうえで、後者のみが有害であるとするとする。

またそれにすぐ続けてリカードは、租税・国債のうちとくに租税に焦点を絞ってつぎのようにいう。すなわち、「国債と課税との圧迫が、その困難が起った源泉だったといわれてきた。〔しかし〕すべての租税と負債とがともに除かれたとしても、同一の問題がなお起るだろう。——というのは、外国の人口が土地の生産物を消費できず、またこの国の人口が十分な数を上まわっている間は、輸入への意向があるのだから。——ある議員たちは、課税が外国との通商に関

して問題の事態に相違を生じると考えているように思われる。もしもわれわれが1つの品物をもう1つの品物以上に課税するならば、その商品を外国に供給することをわれわれが止めるということは、疑いもなくありそうなことである。しかしすべての品物が同様に課税されるならば、商業一般は影響されないだろう。もしも例えばこの国が穀物とラシヤとを生産し、しかも各商品の生産が均等に課税されるならば、課税の額は、1種類の生産が他の種類のものに対してもつ相対的優位に、また従ってわれわれが他国に供給し他国によって供給される商品の選択に、いかなる相違をも生じないだろう。しかしながら課税は、すべての物をより高価にさせるだろうといわれるだろう。かれ〔R〕はそのことを認める。——しかしわれわれはこのようにして一時は他国に売ることを止めるかもしれないけれども、われわれが保持する貨幣の数量の削減がまた物価を引下げ、そして他国との〔同〕水準にわれわれをもたらずまで、われわれは他国から買うことを止めるべきではない」として、貴金属の均衡的配分原理をも援用することによって、租税一般の外国貿易への悪影響を否定し、穀物法への側面的根拠を封じこめようとする。

もっともリカードの場合、貨幣価値切上による物価下落や国債・租税についてなんらの問題もないというのではない。すなわち、「通貨が削減されるのと同じ率で租税を削減するという途にそれ〔国債〕が立ちはだかっているということが、国債の害悪の1つである。もしも例えば22sのラシヤに1ヤード当り2sの租税がかけられたならば、その国の価値の11分の1を支払うものと計算される。しかし貨幣の変更や分配が進んで、そのラシヤが1ヤード20sに減価させられ租税が同一のまま継続するようであれば、その国は価値の10分の1を支払う」として国債による租税軽減の困難と通貨価値騰貴・物価下落による担税率の増進を認めるに至る。そしてまたおそらくそれだけがリカードにとっての困難であり、請願者たちのあげつらう穀物法擁護の側面的根拠としての平価復帰や租税・国債にまつわる他の諸点は、すべていわれなき批難として斥けられる。

第10にリカードは、穀物法擁護の最強力の根拠ともいうべき外国からの穀物輸入が有事のさいの国家の安全をおびやかすという議論にたちむかう。すなわち、「経済上の根拠に基づけば、その主題に注意を払ういかなる人によっても1語たりとも発せらるべきことではないはずである。しかし戦争の場合この国は、生存のために他国に依存すべきでないことが望ましいという議論には、ある程度のもっともらしさがある。これに対する答としては、もしもわれわれがどの1国からでもかなりの程度まで平時に穀物を輸入していたならば、その国はわれわれの消費に対して特別に穀物を成育するという習慣になっているに違いないと、いわれるべきだろう。われわれとの戦争という場合には、このような国は極端な苦況を蒙るであろう。たとえ少額であろうとも穀物の需要をこえる供給の超過がこの商品の価格の削減にもつ効果を、すなわちそ

の商品の消費が急速に増加させられえず、またその商品の過剰分が従っていかなる交換価値をもたないということを、われわれは知っている。われわれが不平をいっているすべての農業苦況は、このような国が蒙むところのもの10分の1にもたらないであろう。しかしこれは、われわれのすべての供給が1国からえられるはずだという想定に基づいている。ところがその供給は多くの異った国からえられるだろうというのが、事実なのである。そしてわれわれがかれのすべてと一挙に戦争するというようなことが、ありうるだろうか？ それゆえかれ〔R〕は、この議論がほとんど他の議論以上によく根拠づけられていないと考える」として、国防上からする穀物法擁護の当らざることを力説する。

そして最後のシメククリとしてリカードは、国債と穀物法という害悪さえ取除かれれば、イギリスの繁栄は確保されるとして、つぎのようにもいう。すなわち、「この国は世界で最も幸福な国であり、もしもわれわれが2大害悪——国債と穀物法とを取除きさえすれば、その繁栄の増進は考えられる想像力をこえるものであろう。かれ〔R〕が国債を取除くことを語る時、かれはそれ〔国債〕をスポンジで吸いとるように一挙に片づけようとすることを意味するのではなくして、それを正直に償還することを意味しているのである。この主題についてのかれ〔R〕の考えは、しられている。⁽¹²⁾そしてかれは、かれが推奨する手段が最善の政策ではないということを示すいかなる議論をもいままできいてはいないのである。もしもこの害悪が取除かれるならば、交易の通路および品物の価格は自然で公正なものとなるだろう。またもしも穀物が他国における場合のように制限なしに輸出もしくは輸入されるならば、この国は最大の熟練、最大の勤勉、最上の機材および最高度の他のあらゆる優位をもっているので、その繁栄と幸福とは、比較を絶するほどまたほとんど考えられないほど大きなものであろう」として、条件付ながらイギリス繁栄論をオウカする。

さて以上長々と穀物法およびそれにまつわる諸点に反対してきたリカードは、ここで夜のふけたことを理由にして、有害無益の委員会設立動議に反対を表明してかれの演説を打切る。

他方このようなりカードの発言に対しては、動議支持の立場にたつブルーム(H. Brougham)がリカードの偏理論的態度を攻撃し、その後の語り草ともなるべき名演説を残す。すなわち、「ポータリントン選出のかれの友人〔R〕は、あたかもかれ〔R〕がもう1つ別の遊星から落下してきたかのように、あたかもこの国が、——農業以外の他のいかなる事業に対する租税もなく——戻税もなく——輸出奨励金もなく——税関検査官もいないような——交易について最も完全な土地であるかのように、あたかもかれの友人の創造物であるこのユートピア的世界で

(12) これは、1819年6月9日の演説におけるリカードの資本課税による国債償却案(cf. リカード〔8〕V/21)を意味しているかもしれない。また同様な提案は、1819年12月24日(cf. リカード〔8〕V/38—39)にもなされている。

はかつて考えられた最初の制限手段が穀物輸入に対するものであるかのように、あたかも社会のすべての階級が同様であるかのように——あたかもすべての事業がすべて同等な基礎にあるかのように、論じてきている。しかもわれわれはこの新しい国家において、穀物に対する保護価格がありうべきかいなかという抽象的問題を決定するように要求されるのである。しかしわれわれは、このような状態にはない。——われわれは本国の製造業者をそれによって援助するためにその国から原料が出てゆくのを防ぐというように、あらゆる方法で、刑罰を伴う法律をさえもってしても、ほとんどあらゆる種類の製造業を保護するという社会の状態にある」として、リカードにみられる理論倒れの側面をつこうとする。

ところで本動議は採決の結果150対101で可決され、政府側およびリカードは少数派となったが、下院は休会に入った。しかしその翌日（5月31日）には、ロバートソンが同委員会への付託事項を制限する動議を提出してこれが可決されたので、同委員会は事実上骨抜きにされたしまった。

IV むすびに代えて

以上われわれは、1820年度会期におけるリカードの演説中、ロンドン商人の請願をめぐるもの（5月8日）と農業不況をめぐるもの（5月12日、5月25日、5月30日）との両者を出して、かれの立場をみてきた。しかし同会期中のリカードの演説はそれら以外にも、アイアランド保護関税（6月2日および6月8日）、借入一財源（6月9日）、イングランド銀行報告書（6月13日）、予算（6月19日）、綿織工たち（6月29日）⁽¹³⁾、戴冠式（7月3日）と続くが、それらはその重要性において上記の演説に劣るものといえよう。そしてまたむしろその後の議会の関心は、いわゆる「女王の裁判」にむけられることになる。というのもかねてから別居中であった新王ジョージ4世の女王となるべきカロライン（Caroline）が、イタリーより帰国することになったからである。奸智にたけたジョージ4世は、離婚を承認せぬかの女に対して、外国

(13) これは、マックスウエル（J. Maxwell）氏による綿織工の苦況救済手段への特別調査委員会設立動議に反対するためのリカードの演説であった。これについては政府側のロビンソンも反対し、結局同動議は取下げられた。

ところでマックスウエルの救済手段は、(I)力織機への課税、(II)団結〔禁止〕法（Combination Laws）の撤廃、(III)労働移動を援助するための補助金、(IV)失業手織工に対する公共資金による土地供与を内容とするものであった。そしてこれに対するリカードの反対演説は、それが(I)産業自由主義に反し(II)救貧法への干与と同じく階級間の対比という点で首尾一貫しないし(III)財産の神聖に反するというものであった。（cf. ゴードン〔3〕pp 88—89）なおこの点に関するリカードの旧機械論視点からの考察については、真実〔13〕pp. 100—101を参照せよ。

でのかの女の不行跡をカドにして、7月5日には洩るリバプールをして、刑罰法案（*Bill of Pains & Penalties*）を上院に提出させる。しかしこの間与論はすべて女王側につき、上院での同法案の審議も遅々として進まず、迂余曲折のすえ11月10日に至って同法案を取下げざるをえなくなり、議会も11月23日には閉会となる。⁽¹⁴⁾

しかもこの間下院では、上院での審議を横目にみながら、休会状態が続いたらしい。リカード自身も、ブライトン（Brighton）、ギャトコウム・パーク（Gatcomb Park）と居を移しながら、上記法案の下院への送附をまっていた。そして上院における同法案審議の結果をきいて、同年中にはふたたびロンドンに出ることはなかったらしい。もっともその間におけるリカードの手紙から判断すれば、かれはこのような法案には反対であり、女王擁護の立場をとっていたようである。⁽¹⁵⁾

かくて後期第1会期たる1820年度におけるリカードの議員生活は、いわば尻切れトンボのような形で終ることになる。しかし翌年の1821年には、1819年のピール法によって定められた期限を2年早めて現金支払再開が実施されることともに、農業不況も依然として深酷化の一途をたどり、それとともに前者のデフレ効果に対する批難と後者のための穀物法強化の動きにはさらに拍車がかかる。事実1821年の穀物法委員会は、本年度の如き制限付のものではなく、ハスキソンを委員長とし、リカードをもその委員に加えるというように、穀物法に対する本格的討議を行なったうえで、『報告書』の提出を行なう。この1821年の穀物法委員会およびその『報告書』の基調はそのまま1822年の穀物法委員会およびその『報告書』にもちこされ、この年にも委員をつとめたリカードはそれにあきたらずかれの『農業保護〔反対〕論』をかく。しかしそれらのすべてについては、他日を期したい。（1986. 3. 22.）

(14) この点についてはさしあたり、アレヴィイ〔4〕*Ch. II. The Awakening of Liberalism*〔§〕I *The Affair of Queen Caroline* pp. 80—106 を参照のこと。またデンマン（T. Denman）とともに女王側の弁護士をつとめたブルームの痛烈なジョージ4世の性格批判をも参照のこと。（cf. ブルーム〔2〕*George IV*, pp. 13—66）

(15) 7月5日付のトラワー→リカードの手紙以降年末までのトラワー（H. Trower）、マカロック（J. R. McCulloch）、J. ミル（J. Mill）、マルサス（T. R. Malthus）との往復手紙中に女王問題が現われなことはほとんどなかった。なかでも9月15日のリカード→マカロックの手紙でのリカードは、「……かの女〔女王〕が無罪であるか有罪であるかの問題は、重要なことではありません。——かの女は、いままで異常な取扱いをうけてこられました。そしてこの不快な調査が公共の利益にとって正しいことをもしくは必要であることを証明するいかなる根拠も、いままでのべられてこなかったし、またのべられないのである」（リカード〔8〕VⅢ/240）とまでいう。

〔引用文献〕

- [1] Barnes, D. G., A History of the English Corn Laws from 1660—1846. 1930. (Kelley's Reprint. 1965.)
- [2] Brougham, H., Historical Sketches of Statesmen who flourished in the Time of George III. 2nd Series. Vol. I. 1839.
- [3] Gordon, B., Political Economy in Parliament, 1819—1823. 1976.
- [4] Halevy, E., The Liberal Awakening, 1815—1830. 1961.
- [5] Hilton, B., Corn, Cash, Commerce. The Economic Policies of the Tory Government, 1815—1830. 1977.
- [6] Mitchell, A., The Whigs in Opposition, 1815—1830. 1967.
- [7] Political Economy Club, founded in London 1821. Minutes of Proceedings, 1821—1882, Roll of Members, & Questions Discussed. Vol. IV., etc, etc. 1882. [reprinted in the Vol. III of Political Economy Club, by Nihon Keizai Hyoron Sha. 1980.]
- [8] Ricardo, D., The Works & Correspondence of David Ricardo, ed. by P. Sraffa with the Collaboration of M. H. Dobb. Vol. I—XI. 1951—1973. (堀経夫, 末永茂喜, 鈴木鴻一郎, 中野正, 杉本俊朗, 玉野井芳郎監訳, リカード全集, 第1—10巻[第11巻未訳]. 1969—1972.)
- [9] Smart, W., Economic Annals of the Nineteenth Century. Vol. I. 1801—1820. & Vol. II. 1821—1830. 1910. & 1917.
- [10] Tooke, T., A History of Prices & of the State of the Circulation, from 1793 to 1837; etc. etc. Vol. II. 1838.
- [11] 羽鳥卓也, リカードと1820年代初頭の穀物法論争(1)―(2) (関東学院大経済系, No.138—139. 1984. 2. & 4.)
- [12] 藤塚知義, 経済学クラブ—イギリス経済学の展開—1973.
- [13] 真実一男, 機械と失業—リカード機械論研究—1959.
- [14] ———, 経済学者議員リカード—その前期を中心として— (奈良産大開学記念論文集, 1985. 11.)
- [15] 毛利健三, 農業不況に関するイギリス下院委員会報告書 (1821年) (1)―(3) (福島大商学論集, 第35巻第2—4号, 1966. 9. & 12., 1967. 3.)
- [16] ———, 19世紀20年代初頭のイギリス農業不況(上)—産業資本確立過程におけるイギリス農業の発展— (福島大商学論集, 第36巻第3号, 1967. 12.)

〔後記〕 本論文に関する文献入手については, 真実[14]後記に記載の方々のほか, あらたに大阪経済大学経済学部竹本洋および本学図書室の松本亀吉両氏の御配慮をうけた。心からの感謝を捧げたい。